

(住宅等新設用)

令和8年度
木の香る淡海の家推進事業
応募要領

県産木材活用推進協議会

(事務局) 滋賀県木材協会内

〒520-2144

大津市大萱四丁目17-30 林業会館内

TEL 077-574-7600

FAX 077-574-7607

1. (事業の目的)

地球温暖化防止の観点より木材が持つ二酸化炭素の固定機能が重視されており、木材を利用することが重要になってきました。木材を利用することにより、地域の森林に手が入り、森林の有する機能（水源のかん養、県土の保全など）が十分に発揮され、健全な森林育成につながります。このように、地域の木材資源を循環利用していくことで森林が整備され、地域の林業活動の活性化にも貢献します。

そこで、県産木材活用推進協議会では、県内で生産される木材を広く利用していただくために「木の香る淡海の家推進事業」により、住宅等を新設される工務店のみなさんに「びわ湖材」を利用していただく量に応じて、「びわ湖材」の利用に要する経費を助成することにしました。

この事業を通して、地域の木材を利用することが地域の森林環境を守り、ひいては地球環境を守ることに繋がることを知っていただきたいと考えています。

2. (事業の内容)

当事業は、滋賀県における森林の多面的機能の発揮と「びわ湖材」の普及啓発および円滑な流通を目的とし、以下の内容のとおり実施する。

(助成の内容)

区分	一戸あたりのびわ湖材の使用量	助成金額	びわ湖材の使用基準
I	7.5 m ³ 以上15 m ³ 未満	30万円	構造材は、3 m ³ 以上使用
II	15 m ³ 以上20 m ³ 未満	40万円	構造材は、5 m ³ 以上使用
III	20 m ³ 以上	50万円	構造材は、7 m ³ 以上使用

※構造材とは、土台、大引、柱（管柱、通柱）、梁（小屋梁を含む）、桁、胴差、母屋、方づえ、火打ち、棟木、隅木および小屋束等とする。

※びわ湖材製品も利用できます。

3. (募集期間および戸数)

4月～1月 135戸程度（3月事前審査分と第1回募集から第10回募集の総数）
予算の範囲内で実施（先着順）。

第1回募集	4月 1日	～	4月16日（必着）
第2回募集	4月17日	～	5月29日（必着）
第3回募集	6月 1日	～	6月30日（必着）
第4回募集	7月 1日	～	7月31日（必着）
第5回募集	8月 3日	～	8月31日（必着）
第6回募集	9月 1日	～	9月30日（必着）
第7回募集	10月 1日	～	10月30日（必着）
第8回募集	11月 2日	～	11月30日（必着）
第9回募集	12月 1日	～	12月16日（必着）
第10回募集	12月17日	～	1月15日（必着）
第11回募集	3月 1日	～	3月18日（令和9年4月1日以降上棟分） （必着）

各募集期間締切以降に、助成金交付決定者を決定する。

なお、早期に予算額に達した場合はその時点で募集は締切る。

また、当該年度に審査を終了し適当であると認められた申請のうち、次年度4月1日以降に着手するものについては、次年度の助成金交付決定者とする事ができる。

4. (助成対象事業者)

助成を受けることのできる事業者は、県内で建築業を営んでおり、建築主との建築工事請負契約（自らが建築主となる場合を含む）に基づき、下記申し込み条件に定める基準にすべて該当する住宅の建築工事を行う者として、木の香る淡海の家推進事業助成金申請書を提出して、助成金の決定通知を受けた者とする。

5. (申込条件)

- (1) 「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針を参考にした木造住宅等であること。
- (2) 構造材等にびわ湖材を一定量以上使用した県内で新設（新築、改築および増築等）される一戸建ての住宅、共同住宅、店舗または事務所等であること。
- (3) 助成対象となる使用木材は、本事業以外の国、県からの助成を受けていないこと。
- (4) 滋賀県内に自ら居住するためバリアフリーに配慮した住宅等を新設すること。
- (5) 主要構造材等は、県内で木材業・製材業を営む県産材取扱事業者（びわ湖材取扱認定事業体）で製材されたものを使用すること。また、びわ湖材製品加工認定事業体で製材したびわ湖材製品も使用することができる。
- (6) 工事期間中は、建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」を使用している表示のPRを必ず行い、建築現場を見学会などにより「びわ湖材」利用のPRを行うこと。
- (7) 建築基準法等のその他の関係法令に適合していること。

6. (助成金の申請)

- (1) 木の香る淡海の家推進事業助成金申請書 . . . (様式第1号)
- (2) 助成にかかる建築主の確認書 . . . (様式第2号)
- (3) びわ湖材使用内訳書 . . . (様式第3号-1・2)
- (4) 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO₂換算） . . . (様式第3号-3)
- (5) 建築現場位置図 . . . (様式第4号)
- (6) 「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備計画書 . . . (様式第5号)
- (7) バリアフリー計画書 . . . (様式第6号)
- (8) 事業計画書 . . . (様式第7号)
- (9) 原則として建築確認済証の写し、建築確認検査機関等が受け付けたことを証する書類の写しでも可とする。
- (10) 請負契約書の写し
- (11) 建築確認申請に使用した図面の写し(配置図、正面図、立面図)、ならびに、通柱の位置を明示した各階平面図、各階床伏図、梁伏図、小屋伏図等の各写しにびわ湖材使用部位を明記した(部材ごとに色分けして着色)図面

7. (助成金交付の決定)

協議会は、交付申請書の内容を審査会において審査を行い、適当であると認めるときは、助成金の交付決定を行い、その決定内容およびこれに条件を付した場合は、その条件を、助成金の交付決定者（工務店等の建設事業者）（以下「交付決定者」という。）に通知する。（様式第8号）

なお、申請戸数が予算の範囲内での予定戸数を超えた時点で募集を締め切ることがある。

また、当該年度に審査を終了し適当であると認められた申請のうち、次年度4月1日以降に着手するものについては、次年度助成金の対象とすることができる。

ただし、事業の内容については、次年度の応募要領によるものとする。

8. (事業変更)

交付決定者は、申請（申込）内容に変更が生じた場合は、速やかに協議会に変更を申請し、承認を得るものとする。

9. (びわ湖材の使用状況)

交付決定者は、びわ湖材の使用状況について、上棟後3か月以内または、令和9年3

月 18 日のいずれか早い時期までに協議会にびわ湖材使用内訳書(様式第 3 号)に関する使用状況の確認を受けなければならない。

なお、交付決定者は、びわ湖材の使用状況確認を受けるために、確認日の前日までにびわ湖材活用住宅等確認申請書(様式第 9 号)、びわ湖材使用内訳書(様式第 3 号)、およびびわ湖材証明書およびびわ湖材製品証明書を協議会あてに提出しなければならない。

10. (びわ湖材の使用状況の確認)

協議会は、びわ湖材活用住宅等確認申請書(様式第 9 号)の提出があったときは、その後、交付決定者が立ち会い、現地にてびわ湖材使用状況の確認を行うものとする。

11. (確認結果の通知)

協議会は、びわ湖材使用状況を確認した場合は、びわ湖材活用住宅等確認書(様式第 9 号)を交付決定者に送付するものとする。

12. (事業実績の報告)

交付決定者は、事業完了後、すみやかに実績報告書(様式第 10 号)に必要書類を添付し、提出するものとする。

実績報告書

・・・(様式第 10 号)

添付書類

事業実績書(様式第 7-2 号)

びわ湖材使用内訳書の確認書類(びわ湖材証明書・納品書)等

13. (助成金の額の確定)

協議会は事業報告書の報告内容が適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定(様式第 11 号)して、交付決定者に通知する。

14. (助成金の請求)

助成金の額の確定通知を受けた交付決定者は速やかに助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)(様式第 12 号)を協議会に提出するものとする。

15. (助成金の交付)

協議会は、助成事業者から交付請求書の提出があったときは、助成金を交付する。

16. (助成の中止および返還)

以下の事項に該当する場合は、協議会は助成金額を交付決定者から返還させることができるものとする。

①申請内容と現場状況に相違があり、改善の見込みがないと認められる場合。

②提供された助成金を使用した住宅等を、建築後 7 年を経過することなく解体等を行った場合。(ただし、天変地異等、不可抗力による場合を除く。)

③その他、申込条件に合致しないことがわかったとき。

(様式第1号)

令和8年度 木の香る淡海の家推進事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

県産木材活用推進協議会 様

申請者

郵便番号

住所

名称

印

代表者

電話

FAX番号

木の香る淡海の家推進事業助成金の交付を受けたいので、申請書を提出します。

1. びわ湖材利用量	総量 (A)		m ³	うち構造 材(B)		m ³	B/A		%
2. 建物に利用した木材 に係る炭素貯蔵量	びわ湖材の 炭素貯蔵量		t-CO ₂	木材全体 利用量		m ³	木材全体の 炭素貯蔵量		t-CO ₂
3. 助成金の申請額	金 円								
4. 建築場所									
5. 工事期間 (予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
6. 建築主	住所								
	氏名								
7. 納材 協力者等	県産材取扱業者 名 (びわ湖材 産地証明制度認 定事業者)								
		びわ湖材産地証明制度 認定番号		地域		番号			
	設計士	住所							
		建築士 事務所名							
氏名				電話					
8. 上棟予定日	令和 年 月 日								
9. 添付書類	①助成にかかる建築主の確認書(様式第2号) ②びわ湖材使用内訳書(様式第3号-1・2) ③建物に利用した木材に係る炭素貯蔵量(様式第3号-3) ④建築現場位置図(様式第4号) ⑤「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備計画書(様式第5号) ⑥バリアフリー計画書(様式第6号) ⑦事業計画書(様式第7-1号) ⑧建築確認証の写し ア 建築確認申請受付の証明書でも可としますが、確認済証発行日をメモ書してくだ さい。 イ 建築確認申請が必要でない地域にあっては、⑧に代え建築基準法第15条第1項の 規定による建築物を建築しようとする旨の届出(同法施行規則第8条に基づく建築工 事届写し ⑨契約書の写し ⑩建築確認申請に使用した図面の写し(配置図、正面図、立面図)ならびに、 びわ湖材の使用部位を着色した各階平面図、床伏図・梁伏図・小屋伏図等 びわ湖材は必ず部材ごとに色分けして着色すること。								
10. 備考	担当者(氏名)								
	連絡先(携帯)								

(様式第2号)

木の香る淡海の家推進事業の助成にかかる建築主の確認書

県産木材活用推進協議会 様

令和 年 月 日

建築主

郵便番号

住所

氏名

電話

印

申請者(工務店等)

郵便番号

住所

名称

代表者

電話

印

令和8年度 木の香る淡海の家推進事業の助成にかかる建築主の確認書

下記内容のとおり、木の香る淡海の家推進事業の助成金を利用するために必要な手続について、建築主として実施することを同意します。なお、以下の条件に意義のないことを確認します。

1. 利用するびわ湖材の規格・数量

①規格：使用するびわ湖材は、木材業・製材業を営む県産材取扱事業者（びわ湖材取扱認定事業者またはびわ湖材製品加工認定事業者）による「びわ湖材」を使用していること。

②数量 A:使用するびわ湖材数量 m³ B:うち構造材 m³ B/A %
※構造材は30万円は3m³以上、40万円は5m³以上、50万円は7m³以上使用のこと。

2. 助成額(該当区分にチェック)

区分	1戸当たりのびわ湖材使用量	助成額
<input type="checkbox"/>	7.5m ³ 以上から15m ³	30万円
<input type="checkbox"/>	15m ³ 以上から20m ³	40万円
<input type="checkbox"/>	20m ³ 以上	50万円

3. 助成金交付先

申請者(工務店等) 名称
代表者

4. 住宅建築等に関する条件

- ①構造材等にびわ湖材を一定量以上使用した県内の一戸建て住宅、共同住宅、店舗または事務所等であること。
- ②滋賀県内に自ら居住するために「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針に基づき、バリアフリーに配慮した長寿命住宅を新築、改築または増築されること。
- ③助成対象となる使用木材は、本事業以外の国、県からの助成を受けていないこと。
- ④主要構造材は、県内で木材業を営む県産材取扱事業者（びわ湖材取扱認定事業者）で製材されたものを使用すること。また、びわ湖材製品加工認定事業者で製材したびわ湖材製品も使用することができる。
- ⑤建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」使用の表示PRを行い、建築現場を見学会など展示PRの場として提供できること。
- ⑥築基準法等のその他の関係法令に適合していること。

5. その他

- ①申請者(工務店等)は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに協議会に変更申請し、承認を得るものとする。
- ②助成金の申請に関する書類等の提出に関する承諾
- ③以下の事項に該当する場合には、申請者(工務店等)は提供された助成額の相当額をすみやかに協議会に返還するものとする。
 - ・申請内容と現場状況に相違があり、改善の見込みがないと協議会が判断した場合。
 - ・提供された助成金を使用した住宅等を、住宅建築後7年を経過することなく解体等を行った場合。(ただし、天変地異等、不可抗力による場合を除く。)
 - ・その他、申込条件に合致しないことがわかった場合。

建物に利用した木材に係る炭素貯蔵量(CO₂換算)

申請者(工務店等)	
建築場所	

延べ床面積	びわ湖材 利用量	びわ湖材の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)	木材全体 利用量	木材全体の 炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算)
m ²	m ³	t-CO ₂	m ³	t-CO ₂

各数値は所定の算定シートで算定すること

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」(令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知)に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素(CO₂換算)の量を示すものです。

木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

■ 炭素貯蔵量を人工林の面積・本数当たりの二酸化炭素蓄積量や一世帯・一人当たりの二酸化炭素排出量と比較する(前提条件は「98_比較前提条件」シート参照)

※これらの比較については一部の項目のみ実施することも可能です。2023年5月時点の前提条件に基づく

びわ湖材の炭素貯蔵量(CO₂換算)について

(1) スギ人工林の面積・本数当たりの二酸化炭素蓄積量と比較する場合

スギ人工林 約 ha分の二酸化炭素蓄積量に相当
東京ドーム 約 個分の面積のスギ人工林の二酸化炭素蓄積量に相当
テニスコート(ダブルス)
約 面分のスギ人工林の二酸化炭素蓄積量に相当

スギ約 本分の二酸化炭素蓄積量に相当

(2) 一世帯・一人当たりの二酸化炭素排出量と比較する場合

一世帯の約 年分の二酸化炭素排出量に相当

一人当たりの
約 年分の二酸化炭素排出量に相当
 世帯の1年分の二酸化炭素排出量に相当

木材全体の炭素貯蔵量(CO₂換算)について

(1) スギ人工林の面積・本数当たりの二酸化炭素蓄積量と比較する場合

スギ人工林 約 ha分の二酸化炭素蓄積量に相当
東京ドーム 約 個分の面積のスギ人工林の二酸化炭素蓄積量に相当
テニスコート(ダブルス)
約 面分のスギ人工林の二酸化炭素蓄積量に相当

スギ約 本分の二酸化炭素蓄積量に相当

(2) 一世帯・一人当たりの二酸化炭素排出量と比較する場合

一世帯の約 年分の二酸化炭素排出量に相当

一人当たりの
約 年分の二酸化炭素排出量に相当
 世帯の1年分の二酸化炭素排出量に相当

(様式第4号)

建 築 現 場 位 置 図

--	--	--	--

建築物所在地 (地番まで)			
申請者住所			
申請者氏名	名称		代表者 (氏名)

注：現地調査に使用するため、目印になる建物、道路等も記入してください。

(様式第5号)

「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備計画書

「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針を参考に、「滋賀らしい環境こだわり住宅」を推進するために住まいづくりや環境性能等の向上に配慮すべき事項について、実際に取り組まれる計画を具体的に記載願います。

1. 住まい手が満足する住まい造りを推進するにあたって配慮すべき事項

■地域の木造住宅供給関係者の連携・協働

連携しているところにチェックをしてください。

木材供給者 大工・工務店 建築設計士

■ 公的支援等の対象となる住宅性能が確保された住宅の施工

性能が確保されている

状況等：

対象となっていない

2. 「滋賀らしい環境こだわり住宅」の整備にあたって配慮すべき事項

■ 環境への配慮

(1) 地域木材(びわ湖材)の使用率

地域の木材材積(びわ湖材)	総木材使用材積	比率
m ³	m ³	%

(2) 住宅を長く使用できるように配慮しているか。

配慮している

どんなところに：

配慮していない。

(3) 省エネルギーに配慮しているか。

配慮している

どんなところに：

配慮していない

■ 周囲の景観との調和への配慮

(1) 地域の風土や景観に調和していますか。

調和している

どんなところに：

配慮していない

■ 健康への配慮

(1) 結露やかびを発生しない配慮をしていますか。

配慮している

工夫しているところ：

配慮していない。

(様式第6号)

バリアフリー計画書

住宅のバリアフリー化仕様について、住宅金融支援機構バリアフリー性に関する基準を参考に、実際に取り組まれるバリアフリー仕様の計画を具体的に記載願います。

■段差の解消

■部屋の配置

■住宅内の階段

■手すりの設置

■通行幅の確保

■浴室の広さの確保

【バリアフリー化への対応計画】

(様式第7-1号)

事業計画書

1. 建物の概要等

建築場所	住所					
建物概要	用途		延床面積	㎡		
	構造	造	階建	工	法	
確認済証番号	第		号	年	月	日
上棟予定年月日	令和	年	月	日		
建築主	住所					
	氏名					
建築工事施工者 (助成事業者)	住所					
	名称	代表者				
	建設業許可番号	()	第	号

2. びわ湖材の使用内容

びわ湖材使用量	総量(㎡)	うち構造材での 使用量(㎡)	構造材以外の使 用量(㎡)	構造材比率 (%)			
県産材取扱業者 (びわ湖材産地 証明制度認定事 業体)	業者名		認定番号	地域		番号	
	業者名		認定番号	地域		番号	
	業者名		認定番号	地域		番号	
	業者名		認定番号	地域		番号	

3. 助成金額

金 円

(様式第9号)

※確認検査を受ける前日までに提出してください。

びわ湖材活用住宅等確認申請書

令和 年 月 日

県産木材活用推進協議会長 様

申請者

郵便番号

住所

名称

代表者

印

電話

木の香る淡海の家推進事業助成金による、びわ湖材活用した住宅等である確認を受けた
いので申請します。

決定番号								協議会記入欄
建築場所								
びわ湖材 使用量(m ³)	総量		m ³	うち 構造材		m ³	構造材 比率(%)	
上棟年月日	令和	年		月		日		
完成予定 年月日	令和	年		月		日		

※添付資料

- ・びわ湖材使用内訳書(様式第3号-1・2)
- ・びわ湖材証明書及び、びわ湖材製品証明書

※以下協議会確認用

木の香る淡海の家推進事業助成金による事業であることを確認しました。

令和 年 月 日

県産木材活用推進協議会会長

(様式第10号)

令和8年度 木の香る淡海の家推進事業助成金実績報告書

令和 年 月 日

県産木材活用推進協議会長 様

申 請 者

郵便番号

住 所

名 称

代表者

印

電 話

決定番号 _____

令和8年度木の香る淡海の家推進事業助成金の対象となる事業を完了したので、報告
します。

添付書類 ①事業実績書（様式第7-2号）

②確認書類（びわ湖材証明書、びわ湖材製品証明書、納品伝票等の支払関係書類）等

(様式第7-2号)

事業実績書

1. 建物の概要等

建築場所	住所				
建物概要	用途		延床面積	m ²	
	構造	造	階建	工法	
確認済証番号	第		号	年	月 日
上棟年月日	令和	年	月	日	
建築主	住所				
	氏名				
建築工事施工者 (助成事業者)	住所				
	名称		代表者		
	建設業許可番号	()	第	号

2. びわ湖材の使用内容

びわ湖材使用量	総量	うち構造材で	構造材以外の	構造材比率		
	(m ³)	の使用量(m ³)	使用量(m ³)	(%)		
県産材取扱業者 (びわ湖材産地 証明制度認定事 業体)	業者名		認定番号	地域		番号
	業者名		認定番号	地域		番号
	業者名		認定番号	地域		番号
	業者名		認定番号	地域		番号

3. 助成金額 金 円

令和 年 月 日

令和8年度 木の香る淡海の家推進事業助成金交付請求書

県産木材活用推進協議会長 様

申請者

郵便番号

住所

名称

代表者

電話

決定番号

印

金 円

令和 年 月 日付け（決定番号 ）助成金の確定通知のあった標記助成金を下記に交付されたいので、請求します。

助成金の振込先

金融機関名		口座種別	
支店名			
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			

様

県産木材活用推進協議会長

令和8年度 木の香る淡海の家推進事業助成金の交付決定について

令和 年 月 日付けで申請のあった木の香る淡海の家推進事業助成金については 審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

つきましては、本事業にかかる説明会を 月 日 () 午前 時から実施しますので出席いただきますよう併せて通知します。

なお、助成対象の使用木材について、本事業以外の国、県からの助成を受けていることが明らかになった場合には、交付決定を取り消し、助成金が既に支払われている場合には、返還していただきます。

記

決定番号

びわ湖材利用予定量 m³

予定助成金額 円

説明会の開催 場 所：

時 間：

連絡先：

工事期間中、本事業のPRのため、建築現場に「のぼり旗」立てていただくことを条件としています。

現場確認検査時のみに設置していただくものではありません。

のぼり旗がない場合は、説明会当日に建築現場1箇所に1枚購入願います。

1枚1,000円(税込み)

(様式第11号) 協議会書式

県産木材第 号
令和 年 月 日

様

県産木材活用推進協議会長

令和8年度木の香る淡海の家推進事業助成金の確定について

令和 年 月 日付けで実績報告書の提出があった木の香る淡海の家推進事業助成金については、下記のとおり助成金を確定したので、通知します。

なお、木の香る淡海の家推進事業助成金交付請求書(様式第12号)をすみやかに提出してください。

記

決定番号

びわ湖材使用量 m³

交付決定助成金額 円